

制限付一般競争入札発注情報(工事)

公 告 日	令和 3 年 10 月 6 日	
工 事 番 号	2021130800	
件 名	令和3年度 学校施設環境改善交付金事業 社中学校トイレ洋式化工事	
場 所	加東市木梨1134番地62(社中学校)	
工 種	建築一式工事	
概 要	便器交換 N=18ヶ所 床改修 A=133.8m2	
	※詳しくは設計図書等を参照すること	
施 工 期 間	契約締結日の翌日 から 令和 4年 3月25日 まで	
入 札 方 式	制限付一般競争入札(事後審査型)	
入 札 日 時	令和 3年10月26日(火) 9時00分 から 令和 3年10月27日(水) 15時00分 まで	
開 札 日 時 場 所	令和 3年10月28日(木) 9時25分 (予定) 加東市役所5階 501会議室	
入 札 保 証 金	免除	
契 約 保 証 金	加東市契約規則第29条の規定による	
最 低 制 限 価 格	適用	
前 払 金	有	
部 分 払 金 等	有	
設 計 図 書 等	加東市ホームページ(入札・契約)から、ダウンロードしてください	
入札参加条件		☐ 公告日現在で「令和3年度加東市入札参加資格者名簿」に登録されていること
	地域要件	☐ 公告日現在で加東市内に本店を有する者
	対象ランク等	☐ 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築工事業の建設業許可を有する者
		☐ 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築一式工事にかかる経営規模等評価結果通知書の総合評定値が1,029点以下である者
	技術者	☐ 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築工事業の技術者の資格を有する自社の正社員(3箇月以上の雇用契約がある者)を本工事に配置できる者
	その他	☐ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく加東市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当しないこと
		☐ 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する経営規模等評価結果通知書の有効期間が契約締結予定日(令和3年11月上旬予定)まで有することが確認できる者
		☐ 入札参加申込期限日において兵庫県内の地方公共団体から指名停止を受けていないこと
		☐ 公告日現在で、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと
		☐ 加東市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年加東市条例第22号)第2条(第4号を除く。)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
制 限 付 一 般 競 争 入 札 参 加 申 込 書	加東市ホームページ(入札・契約)から、ダウンロードしてください	
入札参加資格 確 認 資 料	申込期間	令和 3 年 10 月 14 日(木) 17 時 15 分 まで ※制限付一般競争入札参加申込書に申込者名等を入力し電子入札システムにより送信すること
	提出書類	☐ 制限付一般競争入札参加申込書
		☐ 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する建築工事業の建設業許可が確認できるもの
		☐ 経営規模等評価結果通知書の写し(最新のものがつ建築一式工事の完成工事高を有するもの)
		☐ 配置予定技術者届出書

		☐ 技術者の資格が確認できる証明書等の写し及び正社員として雇用していることが確認できるもの(保険証の写し等)※保険証の写しを提出される場合は、保険者番号及び被保険者の「記号・番号」をマスキングすること。
設計図書等 に対する質問	質問の 受付方法	質問書(様式任意)の受付はFAX(0795-42-7375)のみ
	質問の 受付期間	令和3年10月21日(木) 17時15分 まで 【送信後にTEL(0795-43-0414)連絡のこと】
	質問の 回答方法	入札日の前日までに、入札参加者の登録されているFAX番号あてに一斉回答
そ の 他	☐ この公告に定めのないことについては、加東市契約規則及び加東市電子入札運用基準の規定による ☐ 入札参加資格確認資料の提出 開札後、落札候補者は、市が指定した期限日までに入札参加資格確認資料(制限付一般競争入札参加申込書を除く。)を加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)に提出(持参のみ)してください。 ☐ 紙入札について 加東市電子入札運用基準第11条の規定に基づき、紙入札による入札参加を希望する者は、入札参加申込期間内に「紙入札承認申請書」、「入札参加資格確認資料(制限付一般競争入札参加申込書を含む。)」及び「長形3号封筒(244円分の切手を貼付し、返信先を記入すること)」を加東市総務財政部管財課(加東市役所4階)まで提出(持参のみ)してください。 ☐ 入札時に積算内訳書を提出してください。ただし、積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額を拘束するものではありません。	